

こうつう きそく かほん 交通の規則を書いた本



★車を運転するときは

- 運転免許証が必要です。
- 酒を飲んではいけません。
守らないと警察に捕まります。罰を受けます。



★自分の車を持つ(買う)ときは

- 自動車検査証(=車の検査が終わったことが書いてある紙)が必要です。
- 自動車損害賠償責任保険(=車を運転するときに必ずに入る保険)に入っていること。
※任意保険(対人・対物)(=自分で考えてに入る保険)
交通事故で人にけがをさせたとき物を壊したときにお金が払われます。

★事故を起こしたときは

- 必ず110(=警察の電話番号)に電話をしてください。
- けがをした人がいるときは必ず119(=救急車)(=けがや病気の人を救急車を呼んでください)。
運ぶ車の電話番号)に電話をして救急車を呼んでください。
- 必ず警察の人と救急車が来るまで待っていてください。

交通規制<=車や道を走るときの

やくそく 約束を 守らないと 費を 受けます。
やくそく 約束を 守らないと 事故が 起きます。
かなら 必ず 約束を 守って ください。

自転車で約束>



日本の標識<=規則が書かれた平らなもの>など



★信号機

必ず 信号を 守って
ください。
守らないと 大きな事故が
起きます。



★進入禁止

車で ここから先へ 進んでは
いけません。



★踏切警報機

音が 鳴ったら 線路を
渡っては いけません。
電車が 通るのを 待って
ください。



★一時停止

①道の 白い線で 必ず
止まって ください。
②右と 左を 見てから
進んで ください。



★速度規制

車を 運転する ときは 標識
<=規則が 書かれた 平らなもの>や
道に 書かれている 数字より
速く 走っては いけません。
数字が ないときは 60km/hより
速く 走っては いけません。

※50ccの バイクは 30km/hより
速く 走っては いけません。

- 道路標識<=規則> 50(<=50km/h>)
- 道路標示<=道に 書かれた 規則> 30(<=30km/h>)



★指定方向外進行禁止

矢印の 方向だけへ
進むことが できます。



★駐停車禁止

少しの時間でも 車を 停める
ことが できません。



- 道路標示



★駐車禁止

長い時間 道に 車を
停めては いけません。
他の車が 通れません。
事故が 起きることが
あります。

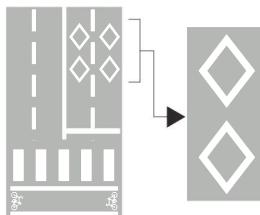


★車輛通行止め

車や 自転車は 通れません。
人だけ 通ることが
できます。
ちがう道を 通って ください。



先へ 進むと あぶない
ところが あります。
ゆっくり 走って ください。



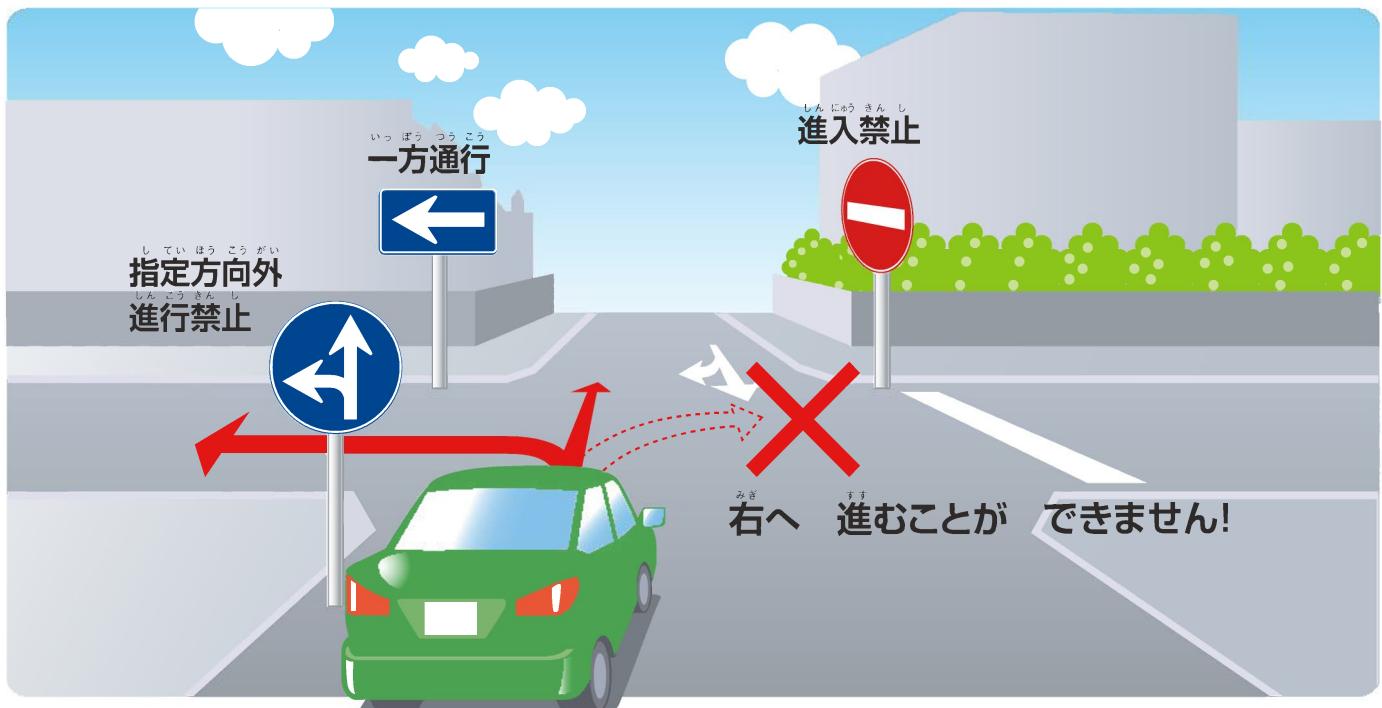
★横断歩道または

自転車横断帯あり
この先に 横断歩道(=人が
渡る 場所)が あります。
この先に 自転車横断帯
あります。

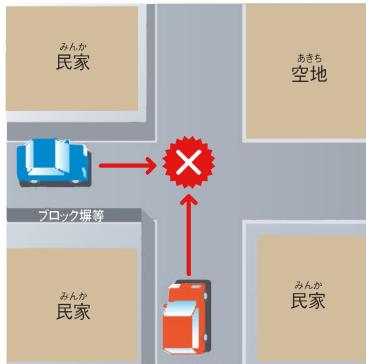


★一方通行

矢印の 方向しか 進むことが
できません。



よく 起きる 事故



1 まわりが よく見えない

交差点(=道と 道が かさなる 場所)

★事故を 起こさないために すること

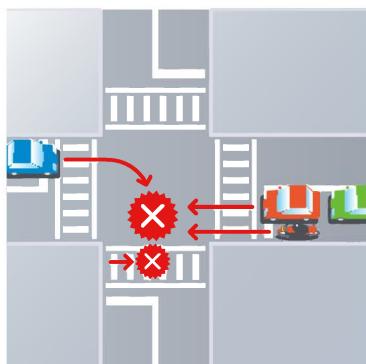
- 前や右、左から 車が 来るかもしれませんと 考えることが 大切です。
- まわりを よく見て ください。
- すぐに 止まれる 速さで 走って ください。



2 ▼一時停止標識がある 交差点

★事故を 起こさないために すること

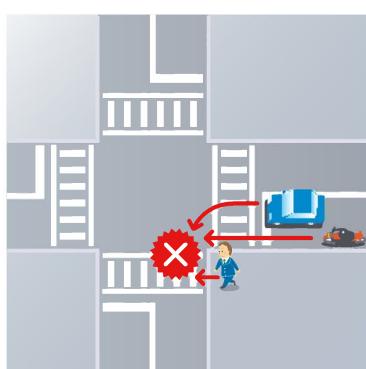
- 一時停止標識(=「止まれ」のしるし)を 見つけて ください。
- ①道の 白い線で 必ず 止まります。
- ②まわりが よく見える ところまで ゆっくり 進みます。
- ③もう一度 止まって まわりを よく見ます。



3 右へ 曲がるときの 事故

★事故を 起こさないために すること

- 前から 走ってくる 車や バイクに 注意して ください。
- 対向渋滞車両(=反対の道で 並んで 止まっている 車)の 横から 自転車や バイクが 走って きます。
- 道を 渡っている 人に 注意して ください。



4 左へ 曲がるときの 事故

★事故を 起こさないために すること

- ①すぐに 止まれる 速さで 走ります。
- ②左へ 曲がる 前に 道の左へ 寄って ください。
- ③左へ 曲がる 前に 左の 後ろから 車や バイクが 来ていないか 見ます。
- ④道を 渡る 人に 注意して ください。

そと 外が 暗くなってきたら 光るものを 体に つけて ください。



光るものは 夜でも 遠くから よく見えます。 ★ ★

★車を 運転している人は 100m先の 光るもののが 見えます。
※60km/hで 走っている車は 止まるまでに 44mくらい 進みます。



そと 外が 暗くなってきたら、 車の ライトを 明るくして ください。

じこ ～事故は 夕方に 多く 起きています～



★夕方には 車も バイクも 自転車も ライトを 明るくして ください。

ライトを 明るくする 時間

はる 春
3月～5月
ご午後 5:00
17h

なつ 夏
6月～8月
ご午後 6:00
18h

あき・ふゆ 秋・冬
9月～2月
ご午後 4:00
16h

じこ お 事故が 起きたら すること



★交通事故を起きた人の罰は法律(=日本の規則)で決まっています。
日本人の人も外国人の人も同じ罰です。

★交通事故を起きたら必ず警察に連絡してください。

けがをした人がいたらすぐに救急車を呼んでください。
事故の場所から逃げると罰が重くなります。



119(=救急車の電話番号)に電話をして救急車を呼んでください。

- ①けがをした人を安全な場所に動かしてください。
②その後に救急車を呼んでください。

警察の人はやさしいです。
必ず警察に電話をしてください。



携帯電話でも警察(110)に電話ができます。

警察の人に話すこと

- 交通事故の日にちと時間
- けがをした人は話ができるのか?

●交通事故の場所

- 自分の住んでいる場所、自分の名前、自分の電話番号

●何と何がぶつかった?

※日本語を話すことができないときはあなたのそばにいる日本人に警察へ電話をしてもらってください。

自転車に乗る時の規則

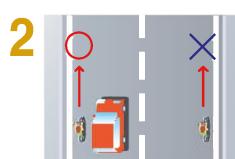
自転車保険(=自転車で事故を起こした時などに自分の代わりに相手にお金を払ってもらえるしくみ)に入ってください。



★自転車安全利用五則(=自転車に乗るときの5つの約束)



自転車は車が通る道を走ります。



道の左はしを走ります。



子供はヘルメットをかぶってください。

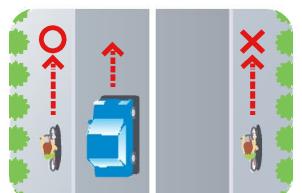


歩道(=歩く人のための道)は車の道に近いところを走ります。
歩く人のためにいつでも止まれる速さで走ってください。
※自転車が走ることができる歩道があります。

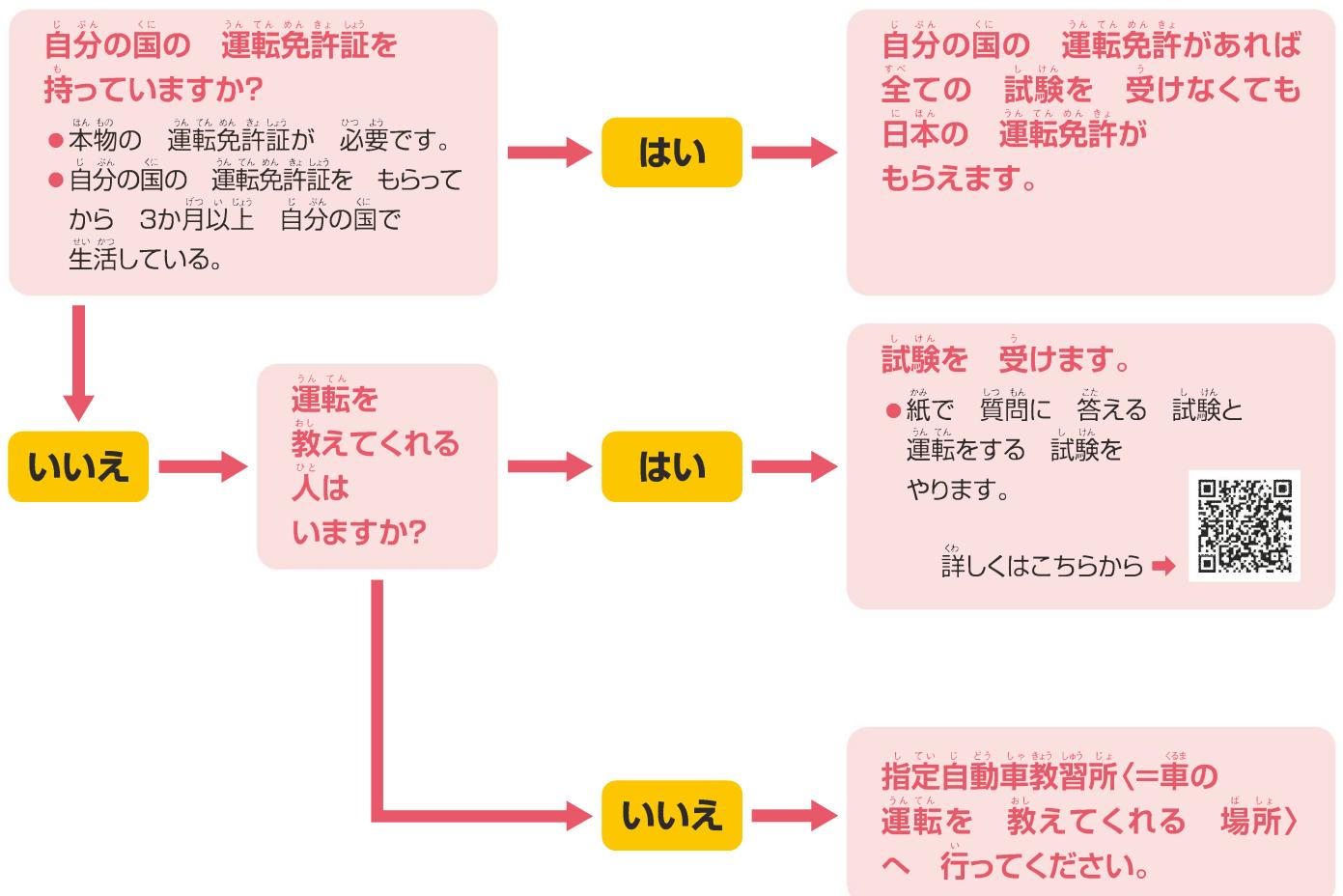


- 乗るときの約束を守ってください。
- 酒を飲んだら乗らない。
- 横に並んで走らない。
- 交差点(=道と道がかさなる場所)は止まってまわりをしっかり見る。
- 自転車の後ろに人を乗せない。
- 夜はライトを明るくする。
- 信号を守る。

★歩道(=歩く人のための道)がない道路では自転車は左の路側帯(=道路のはしに書いてある白い線の外の場所)を走ります。



がいこく ひと にほん うんてんめんきょ
外国人人が 日本の 運転免許を もらうためには 試験を
受けます。 下の図を 見て ください。



★わからないことがあるときは 下の 運転免許センターに電話をしてください。(日本語だけです。)

●東部運転免許センター	TEL.055-921-2000	(沼津市足高字尾上241-10)
●中部運転免許センター	TEL.054-272-2221	(静岡市葵区与一6-16-1)
●西部運転免許センター	TEL.053-587-2000	(浜松市浜北区小松3220)

★自転車の違反<=規則を守らないこと>をした人は「自転車運転者講習」<=自転車の規則を勉強する会>を受けなければいけません。「自転車運転者講習」を受けないと一番多くて5万円を払うことがあります。



**★車や バイクを 運転するときは 運転免許が 必要です。 無免許運転(=運転免許を
もらわずに 運転すること)を すると 警察に 捕まります。**

- 刑務所(=警察に 捕まった人が 行くところ)に 入ることが あります。
- 一番多くて 50万円を 払うことが あります。

**★無免許運転(=運転免許を もらわずに 運転すること)をする かもしれない人に 車や
バイクを 貸しては いけません。 車や バイクを 貸した人も 警察に 捕まります。**

- 一番長くて 3年間 刑務所(=警察に 捕まった人が 行くところ)に 入ることが あります。
- 一番多くて 50万円を 払うことが あります。

**★無免許運転(=運転免許を もらわずに 運転すること)をする人の 車に 乗っては
いけません。 無免許(=車や バイクの 運転免許を 持っていないこと)の人に 運転を
お願いして 一緒に 車に 乗ると 警察に 捕まります。**

- 一番長くて 2年間 刑務所(=警察に 捕まった人が 行くところ)に 入ることが あります。
- 一番多くて 30万円を 払うことが あります。

**★無免許(=車や バイクの 運転免許を 持っていないこと)の人に 車や バイクを 運転する
ように 言っては いけません。 無免許(=車や バイクの 運転免許を 持っていないこと)
の人が 車や バイクを 運転しようとしたら 警察に 連絡をして ください。 運転するように
言うと 警察に 捕まります。**

- 一番長くて 3年間 刑務所(=警察に 捕まった人が 行くところ)に 入ることが あります。
- 一番多くて 50万円を 払うことが あります。

★悪いことをして 運転免許証を もらっては いけません。

- 他の人の名前で 試験を 受けては いけません。

むめんきょ
無免許

★悪いことをして 運転免許証を もらうと 警察に 捕まります。

- 一番長くて 3年間 刑務所(=警察に 捕まった人が 入るところ)に 入ることが
あります。
- 一番多くて 50万円を 払うことが あります。



●編集発行 静岡県くらし交通安全課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6

電話番号：054-221-2549 FAX：054-221-5516

E-mail : kurashi-kotsu@pref.shizuoka.lg.jp



2022.2 初版